第66期　定時株主総会招集ご通知

日 時　**平成28年４月21日（木曜日）**
午前10時

場 所　**大阪市中央区谷町六丁目５番４号**
薬業年金会館３階301号室

目　次

■第66期定時株主総会招集ご通知 …… 1
■添付書類
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 15
計算書類 …… 26
監査報告書 …… 36
■株主総会参考書類 …… 39
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

株式会社イムラ封筒
証券コード：3955

（証券コード　3955）
平成28年４月５日

株　主　各　位

大阪市中央区内本町二丁目１番13号
株式会社イムラ封筒
代表取締役社長 井　村　　優

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年４月20日（水曜日）午後５時30分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年４月21日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　大阪市中央区谷町六丁目５番４号
薬業年金会館３階301号室
（裏面記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項
1　第66期（平成27年２月１日から平成28年１月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2　会計監査人および監査役会の第66期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類につき、修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.imura.co.jp）に掲載することにより、お知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

1. 企業集団の現況

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策および日銀の金融緩和策を背景とした設備投資の回復や堅調な企業収益に支えられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境は、需要動向の指標となる普通通常郵便物およびメール便の総利用通数が、個人消費の伸び悩みによるダイレクトメール（以下、「DM」）市場の回復遅れから前年比微減となったものの、官公庁や金融機関を中心としたマイナンバー関連業務や国勢調査等の特需により、概ね堅調に推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループは、「Give & Give & Give（全ての人に最高の付加価値を与え続ける）」をテーマに掲げ、お客様に満足いただけるソリューションサービス分野への取り組みを全社を挙げて進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は231億96百万円（前期比4.6％増）、営業利益は5億94百万円（前期比143.8％増）、経常利益は6億81百万円（前期比82.5％増）となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券売却益の計上などにより、5億円（前期比260.1％増）となりました。

事業内容別の業績は、次のとおりであります。

封筒事業

国勢調査やマイナンバー等の官公庁大口案件の受託ならびにエリア政策として大都市圏での販売強化に努めた結果、売上高は184億64百万円（前期比5.1％増）となりました。損益面では、修繕費や処遇改善による労務人件費の増加などがあったものの、売上増加に支えられ、営業利益は4億9百万円（前期比363.4％増）となりました。

メーリングサービス事業

企業のアウトソーシング需要に応えるべくビジネスプロセスアウトソーシング（BPO）市場へのソリューションサービスの提案活動を進めた結果、売上高は29億33百万円（前期比11.1％増）となりました。損益面でも売上増加に支えられ、営業利益は1億91百万円（前期比107.8％増）となりました。

その他

情報システム事業は増収を確保するものの、子会社が減収となり、売上高は17億98百万円 (前期比8.5%減) となりました。損益面では、減収に加え、子会社における貸倒の発生もあり、営業利益は4百万円 (前期比93.6%減) となりました。

〔事業内容別売上高〕

事　　業	売　上　高	構　成　比	前期比増減（△）
封　筒　事　業	18,464 百万円	79.6 %	5.1 %
メーリングサービス事業	2,933	12.6	11.1
そ　の　他	1,798	7.8	△8.5
合　　計	23,196	100.0	4.6

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、お客様の多様なニーズへの対応とコスト競争力の強化を図るとともに、製品のさらなる品質向上を目的として、設備の増設・更新および改善・改良等を行い、総額6億11百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金および運転資金につきましては、自己資金および金融機関よりの借入金等をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

当連結会計年度末の借入金残高は、有利子負債の圧縮を進めた結果、前連結会計年度末に比べ8億78百万円減少し、10億89百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府の経済政策および日銀の金融緩和策の効果が期待される一方で、資源価格の下落や中国をはじめとする新興国経済の減速懸念に伴う金融市場への影響など、世界経済の動向に不安要素を抱えることから、先行き不透明な状況で推移するものと思われます。

普通通常郵便物およびメール便の総利用通数につきましては、DM市場において、無宛名便市場（宛名なしDM）のニーズが増加傾向にあること、紙媒体DMの費用対効果が再認識されつつあることなど、需要拡大が期待される一方で、DMからインターネット広告への移行も予想されるなど、当社グループを取り巻く環境は予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような情勢のもと、当社グループは平成27年度から平成29年度までの中期経営計画

を策定し、以下に掲げる7項目を基本方針に「Give & Give & Give（全ての人に最高の付加価値を与え続ける）」の実現に向け取り組んでおります。中期計画では、平成30年度に迎える創業100周年に向け、従業員の処遇改善と事業基盤強化の両立を目指してまいります。また、役員報酬型ストックオプションの導入や投資単元の見直しなど、企業価値向上への取り組みを進めてまいります。

■ ソリューションサービス分野への展開
■ 封筒関連分野の強化・拡大
■ 市場規模に応じた販売および生産体制の構築
■ 材料価格の上昇に伴う販売価格の見直し
■ 生産効率改善および高品質の実現に向けた設備投資の拡充
■ 処遇改善および人事評価制度の再構築によるモチベーション向上策の推進
■ 不稼動資産の圧縮・不要経費の削減による財務のスリム化と基盤強化

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第 63 期 (平成25年1月期)	第 64 期 (平成26年1月期)	第 65 期 (平成27年1月期)	第 66 期 当連結会計年度 (平成28年1月期)
売上高(百万円)	21,273	21,858	22,171	23,196
経常利益(百万円)	189	304	373	681
当期純利益(百万円)	40	257	139	500
1株当たり当期純利益(円)	1.91	12.07	6.51	23.45
総資産(百万円)	20,608	19,813	20,041	18,686
純資産(百万円)	11,199	11,556	12,077	12,433
1株当たり純資産(円)	523.80	540.38	564.24	581.21

（注） 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。

(6) 子会社等の状況

1) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東杏印刷株式会社	20百万円	100.0%	医療機関用印刷物の製造販売および医療機関用諸物品の販売
株式会社タイパック	60	100.0	不織布製の封筒・造園資材等の製造販売ならびに機械部品等の輸出入
株式会社メトロテック	30	80.0	機械器具の自動制御装置および電子回路の設計製造販売

(注) 株式会社タイパックは、平成28年5月1日付で当社と合併することが決定しております。

2) 重要な関連会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは以下のとおり、封筒の製造・販売を中核として、レスポンスアップが期待できるダイレクトメールを提案するメーリングサービス事業、その他の事業として、企業のコンピュータ活用をサポートする情報システム事業および子会社による諸事業を行っております。

事業	主要な製品名または事業内容
封筒事業	一般事務用封筒、セロ窓封筒、プラ窓封筒、グラシン窓封筒、個人情報保護対応封筒、エンボス封筒、再生紙封筒、間伐材封筒、フィルム封筒、タイベック封筒、ガセット封筒、角底封筒、窓口サービス用封筒、チケット入れ袋、募金袋、レントゲン袋、薬袋、クイックオープナー、リターンエース、返信専用封筒、大型洋封筒、メモルダー、お茶殻入り封筒等
メーリングサービス事業	印刷物・SP商品等の封入・梱包およびその発送業務の代行 ダイレクトメールの企画・制作とその発送業務の代行 顧客リストの管理業務、データプリントサービス メディアマッチング業務 キャンペーン事務局等
その他	コンピュータ・その他OA機器等の販売および保守管理、オリジナルソフト・パッケージソフトの開発、コンピュータ導入に伴う各種支援等 医療機関用印刷物の製造販売および医療機関用諸物品の販売 不織布製の封筒・造園資材等の製造販売ならびに機械部品等の輸出入 機械器具の自動制御装置および電子回路の設計製造販売

(8) 営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
当社		平野事業所	大阪市平野区
本社	大阪市中央区	奈良新庄工場	奈良県葛城市
営業統括部	東京都港区	御所工場	奈良県御所市
関東営業所	東京都港区	相模原工場	神奈川県相模原市
札幌営業所	札幌市中央区	筑波工場	茨城県常総市
大阪営業統括部	大阪市中央区	都城工場	宮崎県都城市
関西営業所	大阪市中央区	山口美和工場	山口県岩国市
名古屋営業所	名古屋市西区		
福岡営業所	福岡市博多区	**子会社**	
メーリングソリューション部	東京都港区	東杏印刷株式会社	東京都練馬区
情報システム事業部	奈良県葛城市	株式会社タイパック	東京都港区
昭島事業所	東京都昭島市	株式会社メトロテック	埼玉県戸田市

（注） 名古屋営業所は、平成28年4月に名古屋市中区への移転を予定しております。

(9) 従業員の状況

1） 企業集団の従業員

事業	従業員数	前連結会計年度末比増減（△）
封筒事業	647名	12名
メーリングサービス事業	93名	△1名
その他	87名	△3名
全社（共通）	42名	△10名
合計	869名	△2名

（注）1. 上記従業員の他に125名のパートタイマーを雇用しております。
2. 全社（共通）として記載した従業員数は、特定の事業内容に区分できない管理部門に属しているものであります。

2） 当社の従業員

従業員数	前期末比増減（△）	平均年齢	平均勤続年数
795名	－	40.2歳	17.9年

（注） 上記従業員の他に110名のパートタイマーを雇用しております。

（10）主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	226百万円
株式会社南都銀行	222
株式会社三井住友銀行	210
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	167
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	110

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況

（1）株式の状況

1）発行可能株式総数　76,000,000株
2）発行済株式の総数　21,458,740株（自己株式103,196株を含む）
3）株主数　1,759名（前期末比192名増）
4）１単元の株式数　1,000株
5）大株主

株主名	持株数	持株比率
イムラ封筒社員持株会	1,683,904株	7.88%
株式会社みずほ銀行	837,500	3.92
井村優	795,000	3.72
井村達男	790,000	3.69
有限会社ケイ・アンド・アイ コーポレーション	770,500	3.60
井村守宏	754,000	3.53
有限会社アイ・エム興産	717,500	3.35
井村美和	580,000	2.71
井村光一	536,000	2.50
井村美保子	489,000	2.28

（注）　持株比率は自己株式数（103,196株）を控除して算出しております。

（2）新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	井村守宏	
代表取締役社長	井村優	
常務取締役	射手矢政信	営業本部長兼東京事務管理部長、子会社担当
取締役	山下登志夫	営業副本部長兼営業統括部長
取締役	吉川伸昭	製造本部長、環境保全対策担当
取締役	桧康博	営業副本部長兼営業企画推進部長
取締役	食野直哉	経営企画部長、経理部、システム管理部担当
取締役	前田晋二	人事部長、総務部担当
取締役	白田敬	株式会社JET Academyエグゼクティブ・パートナー、 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役
常勤監査役	福塚昌義	
監査役	上田宗央	株式会社プロフェッショナルバンク代表取締役会長、 株式会社アッチェ取締役
監査役	山田拓幸	山田公認会計士事務所代表、株式会社タカショー社外取締役

（注）1. 取締役白田敬氏は社外取締役であります。
2. 監査役上田宗央および山田拓幸の各氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役白田敬氏、監査役上田宗央氏、山田拓幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田拓幸氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成27年4月23日開催の第65期定時株主総会において、桧康博、食野直哉、前田晋二、白田敬の各氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 平成27年4月23日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって取締役相談役井村達男、取締役河合新一、監査役小島博の各氏は任期満了により退任いたしました。（地位は退任時）

2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役全員は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金8百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）
取　締　役 （うち社外取締役）	11 （1）	124 （4）
監　査　役 （うち社外監査役）	4 （3）	22 （10）
計 （うち社外役員）	15 （4）	146 （15）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成12年4月開催の第50期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の人員は、取締役9名（社外取締役1名）、監査役3名（社外監査役2名）であります。
4. 取締役および監査役の支給額には、当事業年度中に増加した退職慰労金引当額9百万円（取締役9百万円、監査役0百万円）を含めております。
5. 平成27年4月23日開催の第65期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。なお、金額には、当事業年度および過年度の事業報告において、報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額を含めております。
退任取締役2名　223百万円　　退任社外監査役1名　1百万円
6. 平成27年4月23日開催の第65期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役および監査役に対する退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は、取締役および監査役を退任する時とすることを決議いたしました。

4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役白田敬氏は、株式会社JET Academyエグゼクティブ・パートナー、株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役上田宗央氏は、株式会社プロフェッショナルバンク代表取締役会長、株式会社アッチェ取締役をそれぞれ兼務しております。なお、当社は株式会社プロフェッショナルバンクおよび株式会社アッチェとの間に印刷関連業務に係る取引があります。

社外監査役山田拓幸氏は、山田公認会計士事務所代表、株式会社タカショー社外取締役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
③ 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	白 田　　敬	取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会11回中10回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	上 田 宗 央	当事業年度開催の取締役会14回中13回、監査役会6回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	山 田 拓 幸	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会6回全てに出席し、公認会計士、税理士としての専門的見地から、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

1) 会計監査人の名称
仰星監査法人

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に係る報酬額	21百万円
公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務に係る報酬額	－百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

（注）1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的に区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3) 非監査業務の内容
該当する事項はありません。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の基本方針として、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しており、規程、組織、体制などの内部統制システムの整備に努めております。

1） 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）は、（当社グループの事業活動に関連するあらゆる）法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、企業行動憲章の他、例えば組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、諸管理規程等の規程類を定め、取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。

② 当社グループの取締役会は、原則として月１回以上これを開催し、取締役会規則の定めに従い、法令及び定款に適合することを確認した上で業務執行についての重要事項を決定する。

③ 当社グループの取締役及び使用人が業務執行に際し、法令及び定款の遵守がより一層図られる体制を整備するため、当社総務部にＣＳＲ課を設置する。

④ 業務の執行に関して、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に違反し、社会並びに当社に不利益を及ぼす疑いのある事象を発見した場合に、通報できる窓口を設置するなど、内部通報制度を整備する。

⑤ 当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を排除し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。

2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録等）は、取締役会規則、常務会規則、文書管理規程、情報セキュリティマネジメント規程等の定めに従い記録した後、適切に保存及び管理する。

② 取締役及び監査役は、記録された情報を常時閲覧できるものとする。

③ 法令、証券取引所の適時開示規則及び重要情報管理規程に則り、開示すべき情報は、速やかに開示を行う。

3） 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループは、事業等のリスクに関しては、当社担当取締役管掌のもと、リスク管理委員会が、リスクアセスメントを行い、予防・対策の立案、実施、見直しを継続的に実施する体制を整備する。

② 当社グループの情報セキュリティリスクに関しては、当社担当取締役管掌のもと、情報セキュリティ委員会が、情報セキュリティマネジメント規程及び情報セキュリティ取扱細則に従い、情報の機密性、完全性、可用性を確保する体制を整備する。
③ 当社グループの災害リスクに関しては、当社リスク管理委員会の主導で、危機管理規程に基づく事業継続計画を策定し、管理体制を整備する。さらに、事業継続計画が有効に機能するか、有事を想定し定期的に教育並びに模擬訓練を実施する。

4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 当社グループの取締役会は、経営上の重要な意思決定及び職務執行の監視を行う。また、必要に応じて各種委員会等で事前審議の上、決議機関に上程することで職務執行の効率を確保する。
② 当社は取締役会の機能を強化するため、執行役員を加えた常務会を月1回以上開催し、業務執行に関わる意思決定を機動的に行う。
③ 当社グループの取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく年度計画・予算の審議、決定を行う。
④ 当社グループ取締役会決議に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により、それぞれの部門の責任者が適切に権限委譲する。

5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 当社は企業集団における業務の適正を確保するため、子会社担当取締役が子会社の自主性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき、子会社を統括する。
② 子会社担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、子会社に四半期ごとに経営状況の報告を求め、必要に応じて訪問指導する。
③ 監査部は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告の上、必要に応じて被監査部門の責任者に対して、内部統制の改善策についての助言を行う。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに取締役からの独立性に関する事項
① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は代表取締役と協議をし、補助すべき使用人を指名することができる。
② 指名された補助使用人の指揮権は、補助すべき期間中、監査役に委譲されたものとし、当該期間中の補助使用人の評価は監査役が行う。
③ 補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。

7） 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する。

② 当社グループは、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けない事を確保する体制を構築する。

③ 子会社の監査役が、当該報告を受けた場合には、当社の子会社担当取締役及び監査役会に報告する体制を構築する。

8） 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9） その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び常務会に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

② 監査役は、取締役及び執行役員等重要な各使用人との個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりです。

1） 重要な会議の開催状況

当事業年度における主な重要会議の開催状況は、次のとおりです。

取締役会は14回開催され、当社と利害関係を有しない社外監査役が常時出席し取締役の職務執行の適法性および効率性を高めました。その他、当社幹部で運営する常務会および部長会を毎月開催し、当社グループの課題などについて討議いたしました。加えて、情報セキュリティ委員会を11回、リスク管理委員会を6回開催しそれぞれ情報セキュリティリスクおよび危機管理に関する課題の把握とその対応策の検討を行いました。

2） 従業員への教育、訓練

年間計画に基づき総務部が中心となりコンプライアンス研修を実施いたしました。そ

の他、危機管理対策として従業員の安否確認システムを導入しており、災害を想定した訓練を実施いたしました。

3） 内部監査の実施

監査部は、年間の監査計画に基づき、当社各部門および当社子会社の内部監査を実施いたしました。

4） 財務報告に係る内部統制について

当社グループの全社統制、業務プロセス統制、ＩＴ統制、決算財務統制の整備と運用状況を評価するため総務部ＣＳＲ課に事務局を置き適正に実施いたしました。

5） 監査役の職務の執行について

監査役は、当社各部門および当社子会社の監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員に対して面談を実施し、定期的に意見交換を実施いたしました。また、監査部とも情報共有できる体制をとっており積極的に連携を図っております。

6） 反社会的勢力排除について

当社契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、各種機関および顧問弁護士の協力を得て総務部を中心に継続的に情報を収集する取り組みを実施いたしました。

（注）1. 本事業報告中の記載金額および株式数は、特に注記しております箇所を除いては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

（平成28年１月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,028**	**流動負債**	**5,232**
現金及び預金	3,369	支払手形及び買掛金	1,995
受取手形及び売掛金	3,294	電子記録債務	707
電子記録債権	544	短期借入金	500
商品及び製品	523	１年内返済予定の長期借入金	386
仕掛品	274	未払金	471
原材料及び貯蔵品	451	未払法人税等	70
繰延税金資産	155	賞与引当金	370
その他	422	その他	729
貸倒引当金	△7	**固定負債**	**1,020**
固定資産	**9,657**	長期借入金	203
有形固定資産	**7,664**	退職給付に係る負債	82
建物及び構築物	1,461	資産除去債務	92
機械装置及び運搬具	1,786	繰延税金負債	62
土地	3,748	その他	579
建設仮勘定	263	**負債合計**	**6,252**
その他	404	（純資産の部）	
無形固定資産	**72**	**株主資本**	**11,706**
投資その他の資産	**1,920**	**資本金**	**1,197**
投資有価証券	1,002	**資本剰余金**	**1,363**
退職給付に係る資産	411	**利益剰余金**	**9,170**
繰延税金資産	4	**自己株式**	**△26**
その他	534	**その他の包括利益累計額**	**705**
貸倒引当金	△33	**その他有価証券評価差額金**	**254**
		退職給付に係る調整累計額	**451**
		少数株主持分	**21**
		純資産合計	**12,433**
資産合計	**18,686**	**負債及び純資産合計**	**18,686**

連結損益計算書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**23,196**
売上原価		**18,377**
売上総利益		**4,818**
販売費及び一般管理費		**4,223**
営業利益		**594**
営業外収益		
受取利息及び配当金	38	
売電収入	8	
その他	63	111
営業外費用		
支払利息	11	
売電費用	5	
その他	7	24
経常利益		**681**
特別利益		
固定資産売却益	34	
投資有価証券売却益	112	146
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	14	
減損損失	122	
投資有価証券売却損	3	154
税金等調整前当期純利益		**673**
法人税、住民税及び事業税	68	
法人税等調整額	108	176
少数株主損益調整前当期純利益		**497**
少数株主損失		3
当期純利益		**500**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,197	1,363	8,764	△25	11,299
会計方針の変更による累積的影響額			△30		△30
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,197	1,363	8,734	△25	11,269
当期変動額					
剰余金の配当			△64		△64
当期純利益			500		500
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	436	△0	436
当期末残高	1,197	1,363	9,170	△26	11,706

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	324	425	750	26	12,077
会計方針の変更による累積的影響額					△30
会計方針の変更を反映した当期首残高	324	425	750	26	12,046
当期変動額					
剰余金の配当					△64
当期純利益					500
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△70	25	△44	△5	△49
当期変動額合計	△70	25	△44	△5	386
当期末残高	254	451	705	21	12,433

連 結 注 記 表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……３社

連結子会社の名称……東杏印刷株式会社
株式会社タイパック
株式会社メトロテック

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) デリバティブ……時価法

3) たな卸資産……主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

a リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

b リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした、残存価額を零とする定額法

2) 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として５年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度において全額償却しております。

2) 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

c ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替リスクを軽減するため実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、退職給付に係る負債が46百万円増加し、利益剰余金が30百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ23百万円減少しております。

なお、１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において「営業外収益」に独立掲記しておりました「デリバティブ評価益」につきましては、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

Ⅳ．追加情報

（役員退職慰労金制度の廃止）

当社は、平成27年４月23日開催の第65期定時株主総会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、当該株主総会終結の時までの在任期間をもとに、当社における所定の基準に従い、退任時に退職慰労金を打切り支給することが承認可決されました。

これに伴い、当連結会計年度において、当社の「役員退職慰労引当金」の全額を取崩し、打切り支給額の未払分197百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

Ⅴ．連結貸借対照表に関する注記

1．担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

その他（流動資産）	314百万円
建物及び構築物	1,213百万円
機械装置及び運搬具	1,541百万円
土地	2,138百万円

担保に係る債務の金額

手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務	230百万円
短期借入金	200百万円
１年内返済予定の長期借入金	175百万円
長期借入金	66百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　23,667百万円

3．偶発債務

被保証者	金額	内容
ファンタスティック・ファンディング・コーポレーション	230百万円	手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務

Ⅵ．連結損益計算書に関する注記

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都府中市	賃貸目的	土地	122百万円

当社グループは、報告セグメントを基本にグルーピングを行っております。このうち共用資産については、本社を含むより大きな単位で減損の兆候判断を行っております。当該資産グループについては、賃貸資産としての活用を検討しておりましたが、賃貸資産としての目処が立たないため、遊休資産とすることとし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（122百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額とし、固定資産税評価額に基づき算定しております。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	21,458,740株	－	－	21,458,740株
自己株式				
普通株式	101,533株	1,663株	－	103,196株

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年４月23日定時株主総会	普通株式	64	利益剰余金	3.00	平成27年1月31日	平成27年4月24日

（2）当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年４月21日定時株主総会	普通株式	106	利益剰余金	5.00	平成28年1月31日	平成28年4月22日

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び設備投資計画から策定した資金計画に基づき必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に基づき取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、取引先の信用状況の把握に努めております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、全て1年以内に支払期日が到来するものであります。

外貨建ての金銭債務は、為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約などを利用してヘッジしております。

借入金は、固定金利で調達しており、金利の変動リスクを回避しております。

なお、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成し、手元流動性の維持を図るなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	3,369	3,369	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,294	3,294	－
(3) 電子記録債権	544	544	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	833	827	△6
資産計	8,041	8,035	△6
負債			
(5) 支払手形及び買掛金	1,995	1,995	－
(6) 電子記録債務	707	707	－
(7) 短期借入金	500	500	－
(8) 未払金	471	471	－
(9) 長期借入金	589	590	0
負債計	4,264	4,264	0
(10) デリバティブ取引	－	－	－

（注１）１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。
（注２）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（4）投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、株式形態のゴルフ会員権については、取引所の市場価格がないため、連結貸借対照表計上額は帳簿価額によっており、時価は業者間の取引相場表等に基づく価額によっております。
（5）支払手形及び買掛金、（6）電子記録債務、（7）短期借入金、（8）未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（9）長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
（10）デリバティブ取引
該当事項はありません。
（注３）非上場株式（連結貸借対照表計上額168百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

Ⅸ．賃貸等不動産に関する注記
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅹ．１株当たり情報に関する注記
1.　１株当たり純資産額　581円21銭
2.　１株当たり当期純利益　23円45銭

Ⅺ．重要な後発事象に関する注記

（共通支配下の取引等）

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、当社100％出資子会社である株式会社タイパックとの間で、当社を吸収合併存続会社、株式会社タイパックを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結しました。

1．取引の概要

（1）被合併企業の名称及び当該事業の内容

被合併企業の名称　　株式会社タイパック

事業の内容　　不織布を素材とする封筒、袋類、文具等の製造販売、土木・造園資材の販売

（2）企業結合日

平成28年5月1日（予定）

（3）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社タイパックは解散いたします。

（4）その他取引の概要に関する事項

本合併は、グループ経営の効率化を目的としております。

2．実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

貸借対照表

（平成28年１月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**8,477**	**流動負債**	**5,035**
現金及び預金	3,036	支払手形	52
受取手形	310	電子記録債務	707
電子記録債権	535	買掛金	1,826
売掛金	2,817	短期借入金	500
商品及び製品	456	１年内返済予定の長期借入金	380
仕掛品	226	未払金	498
原材料及び貯蔵品	392	未払法人税等	69
繰延税金資産	154	賞与引当金	361
その他	556	その他	638
貸倒引当金	△9	**固定負債**	**1,106**
固定資産	**9,701**	長期借入金	191
有形固定資産	**7,455**	退職給付引当金	253
建物	1,358	資産除去債務	90
構築物	79	その他	570
機械装置	1,780	**負債合計**	**6,141**
車両運搬具	6	**（純資産の部）**	
工具、器具及び備品	99	**株主資本**	**11,782**
土地	3,577	**資本金**	**1,197**
リース資産	290	**資本剰余金**	**1,363**
建設仮勘定	262	資本準備金	1,363
無形固定資産	**70**	**利益剰余金**	**9,247**
投資その他の資産	**2,176**	利益準備金	299
投資有価証券	999	その他利益剰余金	8,948
関係会社株式	564	別途積立金	8,000
繰延税金資産	149	特別償却準備金	41
その他	472	繰越利益剰余金	907
貸倒引当金	△9	**自己株式**	**△26**
		評価・換算差額等	**254**
		その他有価証券評価差額金	254
		純資産合計	**12,037**
資産合計	**18,179**	**負債及び純資産合計**	**18,179**

損 益 計 算 書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**21,917**
売上原価		**17,497**
売上総利益		**4,419**
販売費及び一般管理費		**3,795**
営業利益		**623**
営業外収益		
受取利息及び配当金	45	
売電収入	8	
その他	58	112
営業外費用		
支払利息	10	
売電費用	5	
その他	11	28
経常利益		**708**
特別利益		
固定資産売却益	34	
投資有価証券売却益	112	146
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	14	
減損損失	122	
投資有価証券売却損	3	
関係会社株式評価損	13	167
税引前当期純利益		**687**
法人税、住民税及び事業税	66	
法人税等調整額	101	167
当期純利益		**519**

株主資本等変動計算書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,197	1,363	1,363	299	8,000	45	477	8,822	△25	11,357
会計方針の変更による累積的影響額							△30	△30		△30
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,197	1.363	1,363	299	8,000	45	446	8,791	△25	11,327
当期変動額										
剰余金の配当							△64	△64		△64
税率変更に伴う特別償却準備金の増加						1	△1	－		－
特別償却準備金の取崩						△6	6	－		－
当期純利益							519	519		519
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計						△4	460	455	△0	455
当期末残高	1,197	1,363	1,363	299	8,000	41	907	9,247	△26	11,782

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	324	324	11,682
会計方針の変更による累積的影響額			△30
会計方針の変更を反映した当期首残高	324	324	11,652
当期変動額			
剰余金の配当			△64
税率変更に伴う特別償却準備金の増加			－
特別償却準備金の取崩			－
当期純利益			519
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△69	△69	△69
当期変動額合計	△69	△69	385
当期末残高	254	254	12,037

個 別 注 記 表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式……移動平均法による原価法

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ……時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、情報システム事業における製品及び仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

1） リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

2） リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした、残存価額を零とする定額法

（2）無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

5. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替リスクを軽減するため実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において「営業外収益」に独立掲記しておりました「デリバティブ評価益」につきましては、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

Ⅲ．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首において、退職給付引当金が46百万円増加し、繰越利益剰余金が30百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ23百万円減少しております。

なお、１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

Ⅳ．追加情報

（役員退職慰労金制度の廃止）

当社は、平成27年４月23日開催の第65期定時株主総会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、当該株主総会終結の時までの在任期間をもとに、当社における所定の基準に従い、退任時に退職慰労金を打切り支給することが承認可決されました。

これに伴い、当事業年度において、当社の「役員退職慰労引当金」の全額を取崩し、打切り支給額の未払分197百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

Ⅴ．貸借対照表に関する注記

1．担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

その他（流動資産）	314百万円
建物	1,197百万円
構築物	16百万円
機械装置	1,541百万円
土地	2,138百万円

担保に係る債務の金額

手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務	230百万円
短期借入金	200百万円
１年内返済予定の長期借入金	175百万円
長期借入金	66百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　23,253百万円

3．偶発債務

被保証者	金額	内容
株式会社タイパック	10百万円	仕入債務の保証
ファンタスティック・ファンディング・コーポレーション	230百万円	手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務
計	241百万円	

4．関係会社に対する金銭債権　144百万円

5．関係会社に対する金銭債務　47百万円

Ⅵ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

関係会社との営業取引による取引高の総額	178百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	44百万円

Ⅶ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式	101,533株	1,663株	－	103,196株

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4百万円
賞与引当金	119百万円
未払社会保険料	16百万円
未払事業税	7百万円
退職給付引当金	170百万円
長期未払金	63百万円
投資有価証券評価損	57百万円
ゴルフ会員権評価損	4百万円
資産除去債務	28百万円
減損損失	86百万円
その他	53百万円
評価性引当額	△179百万円
繰延税金資産合計	433百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△19百万円
その他有価証券評価差額金	△105百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△129百万円
繰延税金資産の純額	304百万円

（注） 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	154百万円
固定資産－繰延税金資産	149百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等は変更されることとなりました。これに伴い、平成29年1月期に解消が見込まれる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6％から33.0％に、平成30年1月期以降に解消が見込まれる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は32.2％に変更されます。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が26百万円減少し、法人税等調整額が37百万円、その他有価証券評価差額金が11百万円それぞれ増加しております。

Ⅸ．関連当事者との取引に関する注記

役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
有限会社アイ・エム興産	（被所有） 直接　3.35 間接　－	なし	保険料の支払	47	未払金	－

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針等

保険料の支払については、通常の保険契約に基づき保険料の決定を行っております。

Ⅹ．１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　563円67銭

2.　１株当たり当期純利益　24円34銭

Ⅺ．重要な後発事象に関する注記

連結注記表「Ⅺ．重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年３月９日

株式会社イムラ封筒
取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　徳丸　公義　㊞

業務執行社員　公認会計士　田邉　太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社イムラ封筒の平成27年２月１日から平成28年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イムラ封筒及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年３月９日

株式会社イムラ封筒
取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　徳丸　公義　㊞

業務執行社員　公認会計士　田邉　太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イムラ封筒の平成27年２月１日から平成28年１月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年２月１日から平成28年１月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年３月15日

株式会社　イ ム ラ 封 筒　監査役会

常勤監査役　福　塚　昌　義　㊞

社外監査役　上　田　宗　央　㊞

社外監査役　山　田　拓　幸　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

利益配分は企業経営にとって最重要事項の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績動向、財務状況、将来のための投資に必要な内部留保などを総合的に勘案したうえで決定することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に加え、純利益の進捗状況も勘案いたしました結果、次のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

１）配当財産の種類
　金銭といたします。

２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金５円　　総額106,777,720円

３）剰余金の配当が効力を生じる日　　平成28年４月22日

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。当社は、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更することとし、投資単位の水準や株主様の権利にできる限り影響をおよぼすことがないよう、株式の併合を行い、株式併合の効力発生と同時に、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更する予定であります。

２．併合の割合

当社普通株式について、２株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株未満の端数が生じた場合は、会社法第234条および第235条に基づき、この売却または買取りを実施し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成28年８月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

3,800万株

５．その他

本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)第２号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第６条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第８条を変更するものであります。

(2)上記(1)の変更の効力は、第２号議案における株式併合の効力発生日である平成28年８月１日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

(3)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定の根拠条文の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、7,600万株とする。	(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、3,800万株とする。
(単元株式数) 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
〔新　　設〕	附　　則 第６条（発行可能株式総数）および第８条（単元株式数）の変更は、平成28年８月１日をもって、効力が発生するものとする。なお、本附則は効力発生日の経過後これを削除する。
(補欠監査役) 第37条　当会社は、会社法第329条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	(補欠監査役) 第37条　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

第４号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役福塚昌義、上田宗央、山田拓幸の各氏は任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	福塚昌義 （昭和29年２月21日生）	昭和51年３月　中本電気株式会社入社 昭和61年３月　当社入社 平成３年８月　当社経理部経理課長 平成10年７月　当社経理部次長 平成15年４月　当社経理部長 平成19年４月　当社執行役員経理部長 平成26年４月　当社監査役（現任）	24,000株
	【監査役候補者とした理由】 長年にわたり当社の経理・財務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その経験と監査役としての実績から、引き続き当社の監査役として適任であると判断し選任をお願いするものであります。なお、監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。		
2	山田拓幸 （昭和25年11月26日生）	昭和48年４月　監査法人中央会計事務所入所 平成４年８月　中央新光監査法人社員 平成11年５月　同監査法人代表社員 平成18年10月　山田公認会計士事務所代表（現任） 平成19年４月　株式会社タカショー社外取締役（現任） 平成19年６月　株式会社電響社社外監査役 平成20年４月　当社監査役（現任） 平成20年６月　株式会社ケー・エフ・シー監査役	－株
	【監査役候補者とした理由】 これまでの経歴において会社経営には直接関与しておりませんが、公認会計士、税理士の資格を有しており、これまでと同様にその専門的立場から当社監査役として適切な助言を期待できるものと判断しております。なお、監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※ 清水健一 (しみずけんいち) (昭和29年11月30日生)	昭和52年４月　日興証券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社 平成22年３月　日興コーディアル証券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）専務執行役員 平成23年４月　日興ビジネスシステムズ株式会社　代表取締役社長 平成26年12月　株式会社東京一番フーズ顧問 平成26年12月　株式会社ラブキャリア顧問 平成27年12月　株式会社東京一番フーズ監査役（現任） 平成28年１月　株式会社ラブキャリア会長（現任）	－株
	【監査役候補者とした理由】 これまでの経歴において会社経営に関する豊富な実績と見識を有しており、当社監査役として適切な助言が期待できるものと判断しております。		

（注）1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 山田拓幸、清水健一の両氏は社外監査役の候補者であります。
なお、当社は山田拓幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、清水健一氏につきましても独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 山田拓幸氏とは、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款第36条第2項に基づき責任限度額を500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合は同内容で契約を継続する予定であります。
5. 清水健一氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款第36条第2項に基づき責任限度額を500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成12年4月27日開催の当社第50期定時株主総会において、年額300百万円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、上記報酬等の範囲内で、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相

当なものであると考えております。
　また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。
　なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）であります。

記

　当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容および数の上限

1)新株予約権の目的である株式の種類および数
　新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。ただし、平成28年8月1日を効力発生日として、当社普通株式2株を1株とする株式併合が行われ、かつ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更が行われる場合には、効力発生日をもって、付与株式数の調整を行い、付与株式数を100株とする。なお、平成28年8月2日以降に、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果が生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

　調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

　また、上記のほか、本議案の決議の日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2)新株予約権の総数
　取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数107個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、平成28年8月１日を効力発生日として、当社普通株式2株を1株とする株式併合が行われ、かつ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更が行われる場合には、効力発生日をもって、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限を調整し、取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数を535個とする。

3)新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。
4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
5)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から40年以内の範囲で、当社取締役会において定める。
6)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7)新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

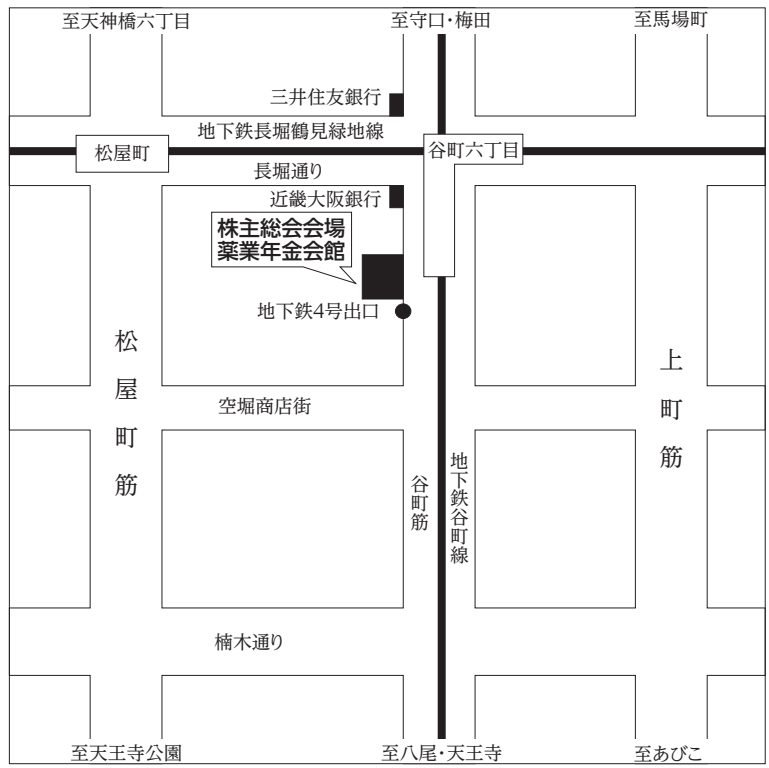
以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場　　大阪市中央区谷町六丁目５番４号
薬業年金会館　３階 301号室
ＴＥＬ（06）6768－4451（代）



■会場への交通
・地下鉄（谷町線、長堀鶴見緑地線）谷町六丁目駅４号出口すぐ隣でございます。（当会場とは直結はしておりません。）
・駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK 環境に配慮し、植物油インキを使用しております。